

教職員の生徒指導に係る共通ルール

所属名	県立浜松湖北高等学校
1 教職員と生徒との間でスマートフォン、メール、LINE・Twitter・Instagram等のSNSを使用した連絡（以下、「スマホ等による連絡」）は行わない。 特に、1対1による連絡は行ってはならない。 なお次の場合に限り、例外的にスマホ等による連絡が許されるものとする。 (1) 安全・生命に係る緊急連絡 緊急の連絡を必要とする場合、又は生徒の安全・人命等に影響を及ぼす場合で、早急に生徒の居場所等を特定する必要があるもの。 (2) 部活動・学校行事などの教育活動に係る連絡で、かつ関係生徒全員に関わるもの。 部長等の役職にある特定の生徒に行う場合も含む。 ただし、保護者から誤解を受けないように次の対応をとる。 ア 他の教職員と情報を共有する体制を整備する。例えば、他の教職員もメンバーとなっているGoogle Classroomを使用する、副顧問など他の教職員にも同時に連絡内容を伝えるなど。 イ スマホ等による連絡を行う趣旨及び体制を、文書等により保護者に十分説明する。	
2 生徒との連絡方法 (1) 生徒への連絡は、生徒宅固定電話、または保護者のスマートフォン等に行う。 (2) 生徒からの連絡先は、学校の電話（053-542-0016）とする。	
3 生徒との面談や相談等の実施方法 (1) 原則として直接対面して行う。 (2) 原則として校内または保護者在宅時の生徒宅で実施する。 (3) 教職員個人で対応せず、組織的に対応し教職員間で情報を共有する。 ア 特に、突発的な個人面談や相談等については、教職員間の報告・連絡・相談を密にし、教職員個人で対応しない。 イ やむを得ず1対1で実施する場合は、密室とならないよう、実施する部屋の窓や扉を開けるなど疑義を受けない等の配慮をし、管理職または他の教職員にあらかじめ伝える。	
4 教職員の自家用車に生徒を乗せない。 ただし、生徒の安全・人命等に影響を及ぼすなどの場合を除く。	
5 上記1～4の共通ルールでは対応できないような状況が発生した場合は、管理職の許可を得て対応する。	